

令和 7 年度

伯耆町一般廃棄物処理実施計画
(案)

令和 7 年 4 月 1 日

伯耆町

目 次

1. 一般廃棄物処理の基本方針
 - (1) 目的
 - (2) 計画処理区域
 - (3) 計画期間
 - (4) 処理に関する基本事項
 - ①家庭からの一般廃棄物
 - ②事業所からの一般廃棄物
 - ③収集・運搬・処理業者
 - ④一般廃棄物の種類及び分別区分
2. 一般廃棄物の処理主体
 - (1) 一般廃棄物の種類別、処理区分別の処理主体
 - (2) 収集、運搬の委託（許可）業者
 - (3) 資源化処理の委託業者
3. 一般廃棄物の排出状況（令和5年度実績）
 - (1) ごみ
 - (2) し尿・浄化槽汚泥
4. 一般廃棄物の処理計画
 - (1) 収集運搬計画
 - ①廃棄物の排出量（処理施設への直接搬入分を含む。）
 - ②収集、運搬する廃棄物の数量
 - ③収集区域の範囲
 - ④収集、運搬する廃棄物の搬入先及び数量
 - ⑤収集の回数及び方法等
 - ⑥町で収集、処理しない廃棄物
 - (2) 中間処理計画
 - ①中間処理施設（直営、事務委任）の概要
 - ②処理する廃棄物の搬入者別内訳
 - (3) 最終処分計画
 - ①最終処分施設の概要
 - ②処分する廃棄物の搬入者別内訳
5. 一般廃棄物処理実施計画の推進
 - (1) ごみの処理
 - ①環境教育、情報提供及び啓発活動
 - ②ごみの減量化及び資源化
 - ③ごみの収集体制
 - ④環境美化の推進及び不法投棄の防止
 - (2) 生活排水の処理

1. 一般廃棄物処理の基本方針

(1) 目的

廃棄物の排出抑制、分別収集の実施、徹底並びに廃棄物の適正な収集、運搬及び処分を行うことにより、環境への負荷を軽減し、未来へつなげる循環型社会の実現を目指すため、本計画を策定するものである。

(2) 計画処理区域

伯耆町全域とする。

(3) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 処理に関する基本事項

一般廃棄物の処理に当たっては、次のとおりとする。

①家庭からの一般廃棄物

ア 可燃ごみ

収集及び運搬は業者に委託し、処分は南部町・伯耆町清掃施設管理組合に事務委任する。

イ 不燃ごみ、不燃粗大ごみ及び資源ごみ（缶・ビン類、再利用ビン、古紙類及びペットボトル）

収集及び運搬は業者に委託し、処分は鳥取県西部広域行政管理組合に事務委任する。

ウ 資源ごみ（発泡スチロール、軟質プラスチック類）及び有害ごみ

収集、運搬及び処分は業者に委託する。

エ 資源ごみ（布類）、混合粗大ごみ及び小型家電

拠点を設けて収集し、運搬及び処分は業者に委託する。
また、布類については、収集、運搬及び処分は業者に委託する。

オ 資源ごみ（木質類）

排出者が直接搬入し、処分は業者に委託する。

カ し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む。）

収集、運搬は許可業者において実施し、処分は鳥取県西部広域行政管理組合に事務委任する。

②事業所からの一般廃棄物

ア 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、創意工夫により廃棄物の排出量の抑制とリサイクルの推進に努めなければならない。

ただし、自らで処分し難い一般廃棄物については、町長にその旨を届出し、町の定める一般廃棄物処理実施計画に基づき行う廃棄物の適正な分別収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

イ 使用済み紙おむつ

収集及び運搬は業者に委託し、伯耆町紙おむつ燃料化施設において燃料化処理を町が指定した業者（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者）が行う。

③収集・運搬・処理業者

町から委託、許可を受けた者は、法に定める基準等を遵守し適正に業務を行わなければならない。

④一般廃棄物の種類及び分別区分（し尿・浄化槽汚泥を除く。）

ア 燃えるごみ

（１）可燃ごみ

イ 燃えないごみ

（２）不燃ごみ

（３）不燃粗大ごみ

ウ 資源ごみ

（４）缶・ビン類、再利用ビン

（５）古紙類

（６）発泡スチロール

（７）軟質プラスチック類

（８）ペットボトル

（９）布類

（１０）生ごみ（一部地域）

エ 混合粗大ごみ

（１１）混合粗大ごみ

オ 有害ごみ

（１２）廃蛍光管、乾電池

カ 小型家電

（１３）小型家電

以上 6 種類 13 分類とする。

※その他

- ・木質類（刈草、木製品及び枝木）については、直接搬入による業者委託処理を実施。
- ・事業系使用済み紙おむつについては、燃料化を実施。

2. 一般廃棄物の処理主体

(1) 一般廃棄物の種類別、処理区分別の処理主体

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃えるごみ	委託	事務委任	—
燃えないごみ 不燃ごみ 不燃粗大ごみ	委託	事務委任	事務委任
資源ごみ 缶・ビン類、 再利用ビン 古紙類 ペットボトル	委託	事務委任	—
資源ごみ 発泡スチロール 軟質プラスチック類 使用済み紙おむつ（事業系） 木質類 有害ごみ 廃蛍光管、 廃乾電池	委託	委託 許可業者	—
資源ごみ 布類	直営 委託	委託	—
資源ごみ 生ごみ（一部地域）	直営 委託	委託	—
混合粗大ごみ	直営 委託	委託	—
小型家電	委託	委託	—
し尿 浄化槽汚泥	許可業者	事務委任	事務委任

(2) 収集、運搬の委託（許可）業者

	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び有害ごみ	不燃ごみ、資源ごみ（使用済み紙おむつ及び布類を除く。）及び有害ごみ
委託業者名	株式会社金田工務店	鳥取県西部再生資源事業協同組合
所在地	米子市古豊千 225 番地 1	伯耆町口別所 630 番地
委託期間	令和 4 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日	令和 4 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日
委託区域	溝口地域及び岸本地域の一部 （藍野区ほか 7 集落） ただし、使用済み紙おむつ 及び布類は伯耆町全域	岸本地域 （藍野区ほか 7 集落を除く）

	可燃ごみ
委託業者名	西部工業株式会社
所在地	米子市花園町 118 番地 1
委託期間	令和 4 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日
委託区域	岸本地域 (藍野区ほか 7 集落を除く)

	し尿、浄化槽汚泥
許可業者名	有限会社みつわ衛生社
所在地	米子市安倍 22 番地 1
許可期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
許可区域	伯耆町全域

(3) 資源化処理の委託業者

	発泡スチロール、軟質プラスチック類	布類
委託業者名	株式会社山陰クリエート	三光株式会社
所在地	米子市和田町 2162 番地 1	境港市昭和町 5 番地 17
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
処理地	米子市	島根県松江市
	有害ごみ（廃蛍光灯）	有害ごみ（廃乾電池）
委託業者名	三光株式会社	公益社団法人全国都市清掃会議 (鳥取県西部広域行政管理組合と共同処理)
所在地	境港市昭和町 5 番地 17	東京都文京区本郷 3 丁目 3 番 11 号
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
処理地	福岡県北九州市	北海道北見市
	混合粗大ごみ	生ごみ
委託業者名	三光株式会社	日本食品工業株式会社
所在地	境港市昭和町 5 番地 17	境港市竹内町 639 番地
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
処理地	島根県松江市	西伯郡伯耆町
	小型家電	
委託業者名	株式会社イー・アール・ジャパン	
所在地	広島県福山市箕沖町 106 番 5	
委託期間	令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	
処理地	広島県福山市	

	木質類（刈草）	木質類（刈草）
許可業者名	有限会社山陰エコシステム	環境緑地株式会社
所在地	境港市中海干拓地 456 地	境港市西工業団地 67 番地 2
許可期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
処理地	境港市	境港市
	木質類（木製品及び枝木）	
許可業者名	株式会社ティー・エム・エス	
所在地	南部町福成 3023 番地	
許可期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	
処理地	南部町	

3. 一般廃棄物の排出状況（令和 5 年度実績）

（1）ごみ

南部町・伯耆町清掃施設管理組合 クリーンセンター 2,120 t			
可燃ごみの組成分析	割合	可燃ごみの成分分析	割合
紙・布類	53.0%	単位容積重量 (kg/m ³)	165.0
ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂	22.6%	水分	44.7%
木・竹・わら類	3.8%	可燃分	49.8%
厨芥類（台所のかす）	16.0%	灰分	5.5%
不燃物類	1.9%		
その他	2.8%		

鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ 429 t		その他 690 t	
種 類	排出量	種 類	排出量
不燃ごみ	139 t	発泡スチロール・軟質プラスチック類	52 t
不燃粗大ごみ	36 t	使用済み紙おむつ（町内）	115 t
缶・ビン類	67 t	使用済み紙おむつ（南部町分）	(80 t)
再利用ビン	1 t	有害ごみ（廃蛍光管）	1 t
古紙類	165 t	有害ごみ（廃乾電池）	4 t
ペットボトル	21 t	布類・混合粗大ごみ	75 t
		生ごみ	26 t
		許可業者収集	
		古紙類	363 t
		生ごみ	45 t
		集団回収	
		古紙類	9 t
		金属類	0 t
		再利用ビン	0 t

(2) し尿・浄化槽汚泥

種 類	排出量
し尿	578kl
浄化槽汚泥	2,526kl

4. 一般廃棄物の処理計画

(1) 収集運搬計画

①廃棄物の排出量（処理施設への直接搬入分を含む。）

廃棄物の種類等	令和5年度実績	令和7年度計画
燃えるごみ	2,120 t	2,035 t
燃えないごみ	175 t	168 t
不燃ごみ	139 t	132 t
不燃粗大ごみ	36 t	36 t
資源ごみ	514 t	476 t
缶・ビン類	67 t	61 t
再利用ビン	1 t	1 t
古紙類	165 t	142 t
ペットボトル	21 t	21 t
発泡スチロール・軟質プラスチック類	52 t	50 t
使用済み紙おむつ（町内）	115 t	115 t
（南部町分）	(80 t)	(80 t)
布類	67 t	61 t
生ごみ	26 t	26 t
混合粗大ごみ	7 t	7 t
小型家電	—	4 t
有害ごみ	5 t	5 t
廃蛍光管	1 t	1 t
廃乾電池	4 t	4 t
許可業者収集	408 t	392 t
集団回収	9 t	9 t
し尿	578kl	562kl
浄化槽汚泥	2,526kl	2,500 kl

②収集、運搬する廃棄物の数量

可燃ごみ	計画数量
行政区域内総人口	10,145 人
計画区域内総人口	10,145 人
計画収集人口	10,145 人
自家処理人口	0 人
計画区域外人口	0 人
1 人 1 日平均排出量	395.9 g
計画月収集量	122.2 t
計画年収集量	1,466 t

不燃ごみ・資源ごみ ・混合粗大ごみ・有害ごみ	計画数量
行政区域内総人口	10,145 人
計画区域内総人口	10,145 人
計画収集人口	10,145 人
自家処理人口	0 人
計画区域外人口	0 人
1 人 1 日平均排出量	165.8 g
計画月収集量	51.2 t
計画年収集量	614 t

し尿・浄化槽汚泥	計画数量
行政区域内総人口	10,145 人
計画区域内総人口	10,145 人
計画収集人口	10,145 人
自家処理人口	0 人
計画区域外人口	0 人
1 人 1 日平均排出量	826.9ml
計画月収集量	255.2 kl
計画年収集量	3,062 kl

③収集区域の範囲

	計画数量
計画区域内総面積	139.44 km ²
計画区域内人口	10,145 人
計画区域内世帯数	3,877 世帯

④収集、運搬する廃棄物の搬入先及び数量

廃棄物の種類	搬 入 先	数 量
可燃ごみ	南部町・伯耆町清掃施設管理組合 クリーンセンター（中間処理）	1,466 t
不燃ごみ 資源ごみ 缶・ビン類 再利用ビン 古紙類 ペットボトル	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ（中間処理）	349 t
資源ごみ 発泡スチロール 軟質プラスチック類	株式会社山陰クリエート（資源化処理）	50 t
資源ごみ 使用済み紙おむつ	伯耆町紙おむつ燃料化施設 （資源化処理）	115 t
資源ごみ 布類	三光株式会社（資源化処理）	61 t
資源ごみ 生ごみ	日本食品工業株式会社 （堆肥化処理）	23 t
混合粗大ごみ	三光株式会社（資源化処理）	7 t
小型家電	株式会社イー・アール・ジャパン （資源化処理）	4 t
有害ごみ 廃蛍光管	伯耆町清掃センター ストックヤード （三光株式会社を經由して北海道北見市野 村興産株式会社で資源化処理）	1 t
有害ごみ 廃乾電池	伯耆町清掃センター ストックヤード （鳥取県西部広域行政管理組合を經由して 北海道北見市野村興産株式会社で資源化処 理）	4 t
し尿 浄化槽汚泥	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場（中間処理）	3,062 kl

⑤収集の回数及び方法等

廃棄物の種類	収集の回数	収集の方法及び町指定の袋の有無
可燃ごみ	週 2 回	ステーション収集及び戸別収集 町指定の袋：有（大・中・小）
不燃ごみ	月 1 回	ステーション収集及び戸別収集 町指定の袋：有
不燃粗大ごみ	年 4 回	ステーション収集及び戸別収集 町指定の袋：無
資源ごみ 缶・ビン類 再利用ビン 古紙類 ペットボトル	月 1 回	ステーション収集及び戸別収集 町指定の袋：無 ※古紙類については、町内 4 箇所に常設回収倉庫も設置する。 ※有害ごみについては、伯耆町清掃センターに常設回収場所も設置する。
資源ごみ 発泡スチロール 軟質プラスチック類	月 2 回	
有害ごみ 廃蛍光管 廃乾電池	年 2 回	
資源ごみ 使用済み紙おむつ	週 5 回	ステーション収集（事業所等） 町指定の袋：有
資源ごみ 布類	年 6 回 （岸本地域・溝口地域隔月）	ステーション収集及び戸別収集 町指定の袋：有
	平日 8:30～13:00	常設回収（伯耆町清掃センター） ふとん・畳など指定袋に入らないもの 町指定の袋：無
混合粗大ごみ	月 1 回 （6 月～）	拠点収集（伯耆町清掃センター） 町指定の袋：無
小型家電	平日 8:00～17:15	常設回収（本庁舎・分庁舎） ※回収ボックス設置
	平日 8:30～13:00	常設回収（伯耆町清掃センター） ※回収ボックスに入らないもの
し尿	随時	戸別収集（許可業者） 農業集落排水汚泥は農業集落排水処理場 において随時収集
浄化槽汚泥	年 1 回	

⑥町で収集、処理しない廃棄物

- ・家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）
- ・パソコン
- ・オイルヒーター
- ・建設廃材（木屑、かんな屑、土砂、コンクリート片、瓦等）
- ・農機具、農業用ビニール類（ビニールシート、アゼシート、多量の肥料袋等）
- ・油類、ペンキ類
- ・毒物、農薬、劇物
- ・バッテリー
- ・ガスボンベ
- ・タイヤ
- ・バイク
- ・消火器
- ・漬物石
- ・サーフボード
- ・ボーリングの玉
- ・土や石
- ・大型楽器
- ・耐火金庫
- ・医療廃棄物（血液等が付着した注射針、メス、脱脂綿、ガーゼなど感染症を生ずる恐れのある廃棄物）
- ・上記のほか収集、処理に著しい支障を及ぼすもの

(2) 中間処理計画

①中間処理施設（直営、事務委任）の概要

ア 可燃ごみ

施 設 名	南部町・伯耆町清掃施設管理組合 クリーンセンター
施 設 所 在 地	南部町法勝寺 22 番地 1
管 理 者	南部町・伯耆町清掃施設管理組合
管 理 者 所 在 地	南部町法勝寺 377 番地 1 南部町役場法勝寺庁舎内
処 理 方 式	ストーカー式 機械化バッチ燃焼炉
処 理 能 力	24 t/日 (16 h) (12 t/日×2 炉)
備 考	

イ 不燃ごみ

施 設 名	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ
施 設 所 在 地	伯耆町口別所 630 番地
管 理 者	鳥取県西部広域行政管理組合
管 理 者 所 在 地	米子市淀江町西原 1129 番地 1 米子市役所淀江支所内
処 理 方 式	堅型回転式破碎機 磁選機、アルミ類選別機、粒度選別機、風力選別機による 資源化物の選別
処 理 能 力	50 t/日 (5 h)
備 考	不燃ごみ、不燃粗大ごみ

ウ 資源ごみ

施 設 名	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ
施 設 所 在 地	伯耆町口別所 630 番地
管 理 者	鳥取県西部広域行政管理組合
管 理 者 所 在 地	米子市淀江町西原 1129 番地 1 米子市役所淀江支所内
処 理 方 式	磁選機、アルミ選別機による選別及び手選別
処 理 能 力	50 t/日 (5 h)
備 考	缶・ビン類、再利用ビン、古紙類、ペットボトル

施 設 名	伯耆町紙おむつ燃料化施設
施 設 所 在 地	伯耆町福島 302 番地 39 伯耆町清掃センター内
管 理 者 (指定管理者)	管理者：伯耆町 指定管理者：株式会社 金田工務店
管 理 者 所 在 地 (指定管理者所在地)	管理者：伯耆町吉長 37 番地 3 指定管理者：伯耆町溝口 162 番地 1
処 理 方 式	燃料化装置 破碎：横軸攪拌式 乾燥：温風式 滅菌：高温滅菌式 脱臭及び給排気：白金触媒分解式 成形機：円錐型ローラー押出式
処 理 能 力	燃料化装置 600kg/日×2 台 成形機 80kg/h
備 考	使用済み紙おむつ

エ し尿、浄化槽汚泥

施 設 名	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場
施 設 所 在 地	米子市安倍 213 番地
管 理 者	鳥取県西部広域行政管理組合
管 理 者 所 在 地	米子市淀江町西原 1129 番地 1 米子市役所淀江支所内
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（砂ろ過＋活性炭）
処 理 能 力	145kl/日（し尿 110kl/日 浄化槽汚泥 35kl/日）
備 考	

②処理する廃棄物の搬入者別内訳

可燃ごみ	計画数量
計画収集分	1,466 t
直接搬入分	569 t
計	2,035 t

不燃ごみ、資源ごみ、混合粗大ごみ、有害ごみ	計画数量
計画収集分	614 t
直接搬入分	46 t
計	660 t

し尿、浄化槽汚泥	計画数量
計画収集分	3,219kl
直接搬入分	0 kl
計	3,062 kl

（３）最終処分計画

①最終処分施設の概要

施 設 名	環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場
施 設 所 在 地	米子市淀江町小波
管 理 者	環境プラント工業株式会社
管 理 者 所 在 地	米子市高島 130 番地 1
処 理 方 式	埋立 浸出水：生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋膜脱処理（ＲＯ処理）後に放流
埋 立 容 量 （ 処 理 能 力 ）	490,367 m ³ （埋立地面積 31,825 m ² ） 浸出水処理：120 m ³ /日
備 考	

②処分する廃棄物の搬入者別内訳

不燃物残渣	計画数量
不燃物残渣	106 t
計画収集分	88 t
直接搬入分	18 t

5. 一般廃棄物処理実施計画の推進

(1) ごみの処理

①環境教育、情報提供及び啓発活動

小・中学校への進出	ごみ処理を含めた環境問題への関心を高めるため、小・中学校と連携し総合学習への進出を図る。
集落説明会への進出	分別収集によるごみの適正な処理と家庭でのごみの減量化を推進するため集落に出向き、説明会を開催する。
施設見学の受け入れ	ごみ処理の実態と問題点などへの理解を深めてもらうために、施設見学の受け入れを実施する。
冊子「ごみの分け方・出し方」及びごみ収集カレンダーの配布	分別収集の徹底を図るため、分別方法や収集日等を記載した冊子、ポスター「ごみの分け方・出し方」及びごみ収集カレンダーを適宜作製し、配布する。
広報誌等の媒体の活用	広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ及び行政展への出展等を通じて、ごみの分別収集の徹底、ごみの減量化及び資源化、ごみ処理の現状や課題、目標等について住民及び事業所に広く、かつ分かりやすい情報を提供する。
廃棄物減量等推進員（リサイクル推進員）との連携	各集落から選任された廃棄物減量等推進員（リサイクル推進員）で構成するリサイクル推進員会を開催し、施設の見学、分別収集の徹底、ごみの減量化及び資源化にかかる情報提供を行う。
廃棄物減量等審議会への諮問	一般廃棄物処理基本計画（長期計画）及び一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）の策定、並びに廃棄物減量等推進員会の運営について諮問し、廃棄物処理にかかる行政の円滑な運営を図る。

②ごみの減量化及び資源化

生ごみ処理容器の購入補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、購入費用の一部を助成する。
生ごみの水分除去の徹底	可燃ごみに含まれる水分は可燃ごみ全重量の約 50%を占めていることから、水分の除去はごみの排出量の削減に大きな効果をもたらすと推測される。このことから、住民に対し水切りバケツや水切り袋等の活用による十分な水切りの徹底を図る。
レジ袋削減の推進	町内の小売店、消費者団体等との連携及び協力により、住民及び事業者に対するレジ袋の削減について普及及び啓発を推進し、マイバッグ持参等の働きかけを行う。
大型生ごみ処理機の貸出	住宅地の開発を発端に発足し、家庭での生ごみ処理容器の設置が困難な比較的規模の大きい集落や食品残渣を多量に排出する事業所については、大型生ごみ処理機の貸し出しを行う。
集落生ごみ堆肥化（モデル地区の選定）	家庭での生ごみ処理容器の設置が困難な比較的規模の大きい集落等について、生ごみの分別収集・運搬を委託し、堆肥化する。 ※堆肥化については町の委託業者で行う。

集団回収の奨励	集落、PTA 等の団体による資源の集団回収に対し支援を行い、資源の再利用に対する住民の意識高揚を図る。
使用済み小型電子機器等の資源化	使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）の施行に伴う対象品目の収集及び再資源化について、令和 7 年度から回収を実施する。
木くず、剪定枝、刈草、木製品、衣類及びミックスペーパー等の資源化	焼却処理を行わず、民間の施設等を活用した資源化を図る。また、資源化が期待できるものについて、新たな分別区分の設定等を検討する。
食品ロスの削減	日常的に多くの食品ロスが発生していることから、県等と連携を図り、啓発活動などにより食品ロスの削減に努める。
混合粗大ごみ拠点回収の回数増	年 2 回実施していた混合粗大ごみの拠点回収を毎月実施することにより、住民の利便性を図るとともに不法投棄を抑制する。

③ごみの収集運搬体制

ごみ集積所の整備補助	ごみ集積所を整備（修繕及び更新を含む。）する集落に整備費用の一部を助成する。
効率的な収集運搬体制の整備	収集、運搬における課題を整理した上で、収集方法や費用対効果など様々な視点から検討を行う。
拠点収集の実施	古紙類、衣類、可燃部分と不燃部分の分別が困難な粗大ごみ、小型家電は、伯耆町内の公共施設において拠点収集を実施する。資源化が期待でき、かつ拠点収集が適当と認められるものを精査し、収集を検討する。

④環境美化の推進及び不法投棄の防止

環境美化活動の実施	伯耆町環境美化推進の日を設定し、伯耆町一斉に集落、地域単位で道路、河川、公園等の清掃活動を実施し、ごみのないきれいな地域づくりを目指すとともに、地域住民の環境美化意識の高揚を図る。
不法投棄監視体制の強化	伯耆町区長協議会、鳥取県景観形成巡視員及び鳥取県廃棄物適正処理推進指導員等と連携し、不法投棄監視パトロールの実施等により監視体制の強化を図る。 不法投棄監視用カメラを購入し、不法投棄が集中する路線に設置し、取締の強化を図る。
広報誌等の媒体の活用	広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて環境保全活動の普及、啓発及び不法投棄防止の啓発を行う。

（２）生活排水の処理

公共下水道及び農業集落排水処理の整備及び接続の促進	公共下水道及び農業集落排水の処理施設等の整備と併せ、既に整備された地区内における未水洗化世帯に対し、速やかな接続を促進する。
合併処理浄化槽設置の促進	公共下水道及び農業集落排水の処理施設の設置が困難な地区における未水洗化世帯に対し、合併処理浄化槽の設置を促進し、普及を図る。